

世田谷区の地域行政の取組みと今後の展開について

1 地域行政の基本理念

「都市としての一体性を保ちながら、住民自治の実をあげるため、区内を適正な地域に区分して地域の行政拠点を設置し、これを中核として地域の実態に即したまちづくりを展開するとともに、区政への区民参加の促進を図り、住民自治の確立を目指す」
(地域行政のあり方「昭和56年報告書」より)

2 地域行政制度のあゆみ

年度	地域行政の変遷	変遷の内容	職員総数 (常勤職員数)	総合支所職員数 (職員総数の内数)	出張所・まち セン職員数 (総合支所職員数の内数)
平成2年度		本庁と玉川支所、砧支所の3所体制	6,066	718	360
平成3年度	地域行政制度発足	・区民課、地域振興課、福祉事務所、街づくり課、土木課の5課(5支所計25課1副参事)体制 ・24出張所から26出張所(上北沢、上祖師谷新設)へ	5,990	1,225	329
平成6年度	成城出張所へ格付け	・祖師谷出張所成城分室を成城出張所へ格付け	-	-	-
平成7年度	まちづくり主査を配置	・区民参加、地区まちづくりの推進を図る	-	-	-
平成9年度	保健福祉センター設置	・保健所と福祉事務所を統合再編 (従来からの福祉と保健の連携の課題の解決に向けて、国の動きを先取り(含む保健所の集約))	5,898	1,398	322
平成11年度	区民部、保健福祉センター、街づくり部の3部制に移行	・都市整備関連事務を大幅に移管 ・3部制(5支所計38課12副参事)	5,806	1,618	321
平成12年度	税務関連の組織の再編	・債権管理の強化に向けた執行体制の整備のために本庁へ集約	-	-	-
平成14年度	用地事務部門の再編	・機能性、効率性の観点から本庁へ集約	-	-	-
平成16年度	建築指導課を廃止	・建築基準法改正に伴う、建築確認申請の民間確認検査機関への移行による建築確認事務の減少のため、本庁へ集約	-	-	-
平成17年度	出張所改革	・7か所の出張所と20か所のまちづくりセンター ・「窓口サービスの効率的な運営」と「地区まちづくり支援の強化」を一体的に行う	5,565	1,309	219
平成18年度	副支所長の設置と3部制の廃止	・総合支所長のもとにこれを補佐する副支所長を設置 ・土木課を機能性、効率性の観点から本庁へ集約	5,406	961	221
平成25年度	総合支所に副参事を設置	・出張所・まちづくりセンター所長の事務を取り扱う副参事の設置	5,057	996	234
平成28年度			5,067	1,020	249

3 今後の地域行政の展開

【まちづくりセンターの充実】

7出張所のまちづくり機能の分離による機能や役割の明確化(平成28年7月)
地区防災の充実/地区防災計画(平成28年度)
地区の区域の見直し/用賀出張所地区の分割(平成31年度目途)
地区まちづくり業務の見直し等(平成29年4月～、7月～)、セーフティネットを視野に入れた窓口業務の見直し等(平成31・32年4月～)

【地域包括ケアの地区展開】

まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会の三者連携のもと、身近な福祉の様々な相談に対応し、適切な支援に結びつける。
三者連携により地区の課題解決に取り組むとともに、新たな人材や場の充実等を図る。
モデル実施
平成26年10月～ 砧
平成27年7月～ 池尻、松沢、用賀、上北沢
全地区実施 平成28年7月～

【マイナンバー制度の導入、総合窓口の設置】

平成29年7月 情報ネットワークの自治体間連携の運用開始(予定)
平成29年7月 各総合支所に申請手続きの総合窓口を設置(予定)

4 地域行政、本庁事務に影響する行政事務の動き

児童相談所の移管をはじめとした自治権の拡充の推進
高齢化の進展等に対応した、社会保障制度の拡充